

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う基準報酬月額の変更に係る申立書

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、組合員の報酬が特に著しく減少しているため、基準報酬月額変更届を提出するに当たり、以下の全てに該当するとともに、全国土木建築国民健康保険組合規約第11条の8における「報酬月額の算定の特例」にて基準報酬月額を改定していただくよう申し立てします。

※ 申立てに当たり、以下の全ての項目に該当していることを確認し、チェック☑してください。

以下の全ての項目に該当しています。

- 1 特例の対象となる組合員は、以下のいずれかに該当していることを確認しています。
  - ① 新型コロナウイルス感染症の影響により休業（時間単位の休業を含む。）させたことにより、届出の対象月において、当該月の報酬の総額が従前の基準報酬月額より2等級以上減少していること。  
※ 「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。  
※ 届出の対象月とその前2か月の全ての月に、報酬支払の基礎日数が17日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上。以下同じ。）あることが必要です。
  - ② 令和2年6月から令和3年5月を急減月として「報酬月額の算定の特例」による改定を受けており（※）、令和3年8月の報酬の総額が、令和3年9月から適用される定時決定で算定される基準報酬月額より2等級以上低いこと。ただし、既に休業が回復し、届出によってその翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額をもとにした基準報酬月額に改定された者を除く。  
※ 令和2年度において「報酬月額の算定の特例」による特例改定（8月の報酬による定時決定）を受けた場合を含みます。
- 2 特例の対象となる組合員本人から、「報酬月額の算定の特例」により改定すること及び改定内容について、書面により同意を得ています。  
※ 届出により保険料が遡及して減額された場合、組合員へ適切に保険料を返還します。
- 3 特例の対象となる組合員について、これまでに令和3年8月から令和3年12月を急減月とした「報酬月額の算定の特例」による届出を行っていません。
- 4 特例の対象となる組合員が、「報酬月額の算定の特例」の要件に該当することが確認できる書類及び組合員の書面による同意書を、届出日から2年間保管します。
- 5 改定後、休業が回復した月（※）に支給された報酬が、改定後の基準報酬月額より2等級以上増加する場合は、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、回復した月の翌月に随時改定の届出を行います。また、そのことについて、特例の対象となる組合員から、書面により同意を得ています。  
※ 休業が回復した月は、実際に報酬を支払った日が17日以上ある月をいいます。
- 6 年金事務所に対し、同様の特例の手続を行います。

【提出者記入欄】

上記の内容に誤りはありません。

令和 年 月 日提出

事業所記号	
事業所所在地	〒 ー
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	

※ 複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。

※ 同一の組合員について、本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後の変更はできません。